

北名古屋市国際交流協会国際交流事業補助金交付要綱

平成 20 年 5 月 29 日制定（第 1 号）

平成 21 年 6 月 5 日制定（第 1 号）

第 1 条 この要綱は、北名古屋市内で活動する法人、団体、グループ等（以下「団体等」という。）が行う国際交流事業について、北名古屋市国際交流協会（以下「協会」という。）が、その経費の一部を補助するために必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業及び補助金）

第 2 条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、（北名古屋市内の）団体等が行う国際交流事業であって、同時に次の目的を達成しようとするものでなければならない。

- (1) 地域産業の振興
- (2) 教育文化の振興
- (3) 生活環境の整備
- (4) 地域福祉の増進
- (5) コミュニティ活動の振興
- (6) その他前各号以外の地域の活性化

2 補助対象事業の実施に必要な経費のうち、協会が認める経費(以下「補助対象経費」という。)の一部について補助金を交付するものとする。

3 前項の補助対象経費とは、事業費総額から人件費、当該補助対象事業の実施に直接必要としない経費及び当該事業による収入を減じた額とする。

4 補助対象事業の補助率は 50 パーセント以下とし、補助金限度額は 1 事業 100,000 円とする。

（補助金の交付申請）

第 3 条 前条の補助金の交付を受けようとする団体等（以下「補助対象団体等」という。）は、毎年度協会が指定する日まで（協会が特に認める場合を除く。）に、国際交流事業補助金交付申請書(様式第 1)に次の書類を添えて、協会に申請しなければならない。

- (1) 国際交流事業計画書(様式第 2)
- (2) 国際交流事業収支予算書(様式第 3)
- (3) 団体の活動目的及び活動内容を明らかにする書類
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協会が必要と認める書類

2 営利を目的とする団体等は、前条の補助金の交付を申請することができない。

（補助金の交付決定）

第 4 条 協会は、前条に規定する補助金の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付を決定し、国際交流事業補助金交付決定通知書(様式第 4。以下「決定通知書」という。)により、補助対象団体等に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第5条 前条により補助金の交付決定を受けた補助対象団体等（以下「補助団体等」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業内容の変更（中止又は廃止をふくむ。以下同じ）をする場合又は変更があった場合には、国際交流事業変更承認申請書（様式第5）又は国際交流事業中止（廃止）承認申請書（様式第6）により、直ちに協会に報告し、承認を受けなければならない。

（事業内容の変更による決定の取消し等）

第6条 協会は、第4条の補助金交付決定通知をした場合であっても、第5条の変更が生じたときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（実績報告）

第7条 補助団体等は、補助事業が完了したときは、完了の日（第4条に定める通知前に事業が完了したときは、同条の通知のあった日）から起算して30日を経過した日又は年度末日のいずれか早い日までに、国際交流事業実績報告書（様式第7）に次の書類を添えて、協会に提出しなければならない。

- (1) 国際交流事業収支決算書（様式第8）
- (2) 経費の支払いを証明する領収書等の写し
- (3) 事業実施に係る日程、参加者名簿、記録写真及び活動実績を明らかにする資料
- (4) 計画策定又は資料作成事業にあつては、その成果品
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる書類

（補助金の額の確定及び交付）

第8条 協会は、補助事業が完了したことにより交付すべき補助金の額を確定したときは、国際交流事業補助金交付確定通知書（様式第9）により、補助団体等に通知し、補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

第9条 協会は、補助団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を国際交流事業補助金返還命令通知書（様式第10）により、期限を定めて返還を命じなければならない。

- (1) 補助金の交付申請等の手続について、虚偽の申告、不正の事実があったとき。
- (2) 補助金を事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 事業の実施にあたって、不正な行為があると認められたとき。
- (4) 事業の実施について、補助金の交付決定の内容に違反していると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したと認められるとき。

（帳簿等の調査）

第11条 協会は、補助事業に関し必要があると認めるときは、帳簿その他の書類を調査することができる。

（雑則）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年5月29日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成21年6月5日から施行する。

様式第1(第3条関係)

年 月 日

北名古屋市国際交流協会 様

【補助対象団体等】

(名称)

(所在地)

(代表者の氏名)

(代表者の住所)

(代表者の電話番号)

国際交流事業補助金交付申請書

年度において、国際交流事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象経費 円
- 3 補助金交付申請額 円
- 4 添付書類
 - (1) 国際交流事業計画書(様式第2)
 - (2) 国際交流事業収支予算書(様式第3)
 - (3) その他参考資料

様式第 2(第 3 条関係)

国際交流事業計画書

補助対象事業の名称	
事業の目的	
事業の対象者	
事業の内容・実施方法等	
事業実施場所	
事業実施日(実施期間)	
総事業費	
その他特記事項	

様式第 3(第 3 条関係)

国際交流事業収支予算書

収入区分		予算額	積算内訳
自己資金			
負担金(入場料等)			
事業売り上げ			
協会補助金			
収入計			
支出区分	予算額	補助対象額	積算内訳
報償費			
消耗品費			
食糧費			
印刷製本費			
支出計			

様式第 4(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

(補助対象団体等の名称)
(代表者の氏名) 様

北名古屋市国際交流協会 印

国際交流事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度国際交流事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象経費 円
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 補助条件
 - (1) 一般条件
 - ア 本補助金は、目的以外のものに使用してはならない。
 - イ 事業の遂行に当たっては、北名古屋市国際交流協会国際交流事業補助金交付要綱に従わなければならない。
 - ウ 北名古屋市国際交流協会の指示又は通達を遵守しなければならない。
 - (2) 事業内容に関する条件

様式第 5(第 5 条関係)

年 月 日

北名古屋市国際交流協会 様

(補助団体等の名称)

(代表者の氏名)

国際交流事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があったこの事業の実施については、下記の事由により変更したいので申請します。

記

1 補助事業名

2 変更内容

変更前	変更後

様式第 6(第 5 条関係)

年 月 日

北名古屋市国際交流協会 様

(補助団体等の名称)

(代表者の氏名)

国際交流事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があったこの事業の実施については、次の事由により中止(廃止)したいので申請します。

- 1 補助事業名
- 2 中止(廃止)の理由

様式第 7(第 7 条関係)

年 月 日

北名古屋市国際交流協会 様

(補助団体等の名称)

(代表者の氏名)

国際交流事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があった事業が完了しましたので、次のとおり報告します。なお、補助金は、下記金融機関の口座に振り込んでください。

1 事業実施状況

補助事業の名称	
事業着手年月日	
事業完了年月日	
事業実施内容	

2 補助金振込口座等

金融機関名		本・支店名	
預金区分	当座・普通	口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

様式第 8(第 7 条関係)

国際交流事業収支決算書

収入区分	予算額	決算額	決算額の内訳	
収入計				
支出区分	予算額	決算額	決算額中 の補助対 象経費	補助対象経費の内訳
支出計				

様式第 9(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

(補助団体等の名称)

(代表者の氏名)

様

北名古屋市国際交流協会

印

国際交流事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで提出された実績報告書に基づき 年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。なお、補助金は、下記金融機関口座に 月 日までに振り込みます。

1 補助事業名

2 補助金確定額

補助対象経費決算額	補助金交付決定額	補助金交付確定額

3 補助金振込口座等

金融機関名		本・支店名	
預金区分	当座・普通	口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

様式第10（第9条関係）

第 号
年 月 日

（補助団体等の名称）
（代表者の氏名） 様

北名古屋市国際交流協会 印

国際交流事業補助金返還命令通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の確定通知をした国際交流事業補助金について、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

- 1 補助事業名
- 2 返還を命ずる理由
- 3 返還金額

交付金額	返還金額

- 4 返還期日 年 月 日まで
- 5 返還方法